

足場の組立て等（解体又は変更）の業務従事者特別教育を開始しました。

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て等（解体又は変更）の業務に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられました。このため、新宿労働基準協会では足場組立て等（解体又は変更）の業務にかかる特別教育（経験者に対する特例・短時間教育）を開始しました。

通常、足場組立て等の業務にかかる特別教育は6時間ですが、特例の短時間の特別教育は3時間ですみます。特例の短時間の特別教育対象者は、「平成27年7月1日の時点で、現に足場の組立て等の業務に従事している者（18歳以上）」です。是非、ご受講ください。

[特別教育の開催日等はこちら](#)

労働安全衛生法 (安全衛生教育)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、**第五十九条第三項**、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

労働安全衛生規則

(特別教育を必要とする業務)

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一 から三十八 まで省略

三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)

基 発 0 3 3 1 第 1 0 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の適用について

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示（平成 27 年厚生労働省告示第 114 号）が平成 27 年 3 月 25 日に公示され、平成 27 年 7 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項の規定により、事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととされている。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 30 号）による労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が特別教育を必要とする業務に追加されることに伴い、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を新たに規定するため、安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）の一部を改正したものである。

第 2 改正の要点

労働者に対する特別の教育が必要な業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が追加されたことに伴い、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育について、学科教育の内容を次のとおり規定したこと（第 22 条関係）。

- 1 足場及び作業の方法に関する知識 3 時間
- 2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30 分

3 労働災害の防止に関する知識 1時間 30分

4 関係法令 1時間

第3 特別教育の科目の省略

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び経験を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、次のとおり特別教育を省略することができるものであること。

- 1 次の各号に掲げる者は、特別教育の科目の全部について省略することができること。
 - (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
 - (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
 - (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
 - (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者
- 2 適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している者については、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の科目に応じて、次に掲げる時間とすることができること。
 - (1) 足場及び作業の方法に関する知識 1時間 30分
 - (2) 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 15分
 - (3) 労働災害の防止に関する知識 45分
 - (4) 関係法令 30分
- 3 適用日より前に、改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規定する足場の組立て等の業務に係る特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略することができること。